

いの健京都センター理事会・公開講座

厚生労働省「労働基準関係法制研究会」の 「議論のたたき台」を斬る！～その批判的検討～

労働基準法の見直し・改正について検討してきた厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」は、11月に入って「議論のたたき台」なるものを公表しました。そしてそれにもとづき研究会としての「報告書」をまとめようとしています。今回公表された「議論のたたき台」の内容は、日本経団連が、1月に研究会の設置・検討に先がけて発表した「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」において求めてきた「労働時間規制のデロゲーション（逸脱・適用除外）の拡大」、「事業所単位から企業単位での就業規則の作成や労使協定の締結」などに全面的に応える内容となっています。「議論のたたき台」の内容に沿って労働基準法などの労働者保護法制が「改正」されてしまえば、日本国憲法27条2項の「労働条件法定主義」が形骸化され、労働時間法制を中心とした労働基準法のデロゲーション（逸脱・適用除外）が進み、労働基準法の変質・解体につながっていきます。**今回の公開講座**は、厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」の「議論のたたき台」の批判的検討を行う公開講座として開催します。**いの健京都センターの理事及び加盟団体のみなさまの積極的なご参加を心より願います！**

○ とき：2024年12月17日（火）午後6時30分～8時

○ ところ：ラポール京都六階・北会議室

（京都労働者総合会館、四条御前西入ル北側スグ）

○ こうし：毛利崇弁護士（いの健京都センター副理事長、自由法曹
団京都支部、こまつ総合法律事務所、立命館大学法科大学院非常勤講師・労働法）



働くもののいのちと健康を守る京都センター



〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都地階、TEL (075) 803-2130,

Mail: inoken-@topaz.ocn.ne.jp

いの健京都センター理事会・公開講座「『労働基準関係法制研究会』報告書を斬る！」参加申込書

○ 団体名()、○氏名()、○連絡先電話番号()

* 申し込みは、電話(075-803-2130)か、Fax(075-803-2134)か、メール(inoken@topaz.ocn.ne.jp)でお願いします。